

Department of Social Systems and Management

Discussion Paper Series

No. 1119

三途が浦：社会正義について

前編

金盛長（金子守）

2005年6月

UNIVERSITY OF TSUKUBA

Tsukuba, Ibaraki 305-8573

Japan

三途が浦：社会正義について

前編

第一曲：中ノ島

金盛長 2005年4月20日

[三助の口上：あっしはこの渡しをやっている蛙の三助ですが。最近はこの渡しも客がへって、あっしらの仕事もずいぶんと少なくなって、一日が長く感じるでやんす。あっしがこの渡しに回されてから彼は 30 年になるでやす。それまでは上のほうで入り口の害虫退治の仕事をしていやした。上のほうでも時々アブの大群だの、蚊の大群だの、羽蟻の大群だのが下から登ってくるんで、それを食って退治するという仕事だったんですが。バッタの大群がきたときや、すぐに満腹になっちまって、あんまり役には立ちやせんでしたな。普段は何にもなくてつまんねえ仕事だった。不満は言わなかったんですが、声に出ちまいました。「お前は鳴き方が悪い、その声は三途の方が向いている」とあそこの親分が言いやがった。それで、ここに回されてきたってわけやんす。それから一時はずいぶんと忙しかったんですが、その世で戦争が終わってからすっかり客が減っちまいやした。閑古蛙が鳴いておりやす。あれ、新しい客がきやしたぜ。ゲコゲコゲコ]

左コーラス

冷たい雨、さびしい雨、みぞれ雨
三途の河原のすべての石をぬらす
行き着く先はいつも同じ
あんた達はやっどこれから

右コーラス

暗い風、苦しい風、黒い風
豊国葦原のすべての葦を揺るがせ
来たところもいつもと同じ
あんた達はもうおしまい

客： おい、そこの白黒蛙、お前がこの渡しの船頭か？ おい聞いているのか、白黒蛙！

蛙： また、ずいぶんといばった客だね。やけに背が高いし、色眼鏡をかけて、皮ジャンパーだけが立派だ。あとはよれよれ。おかしい客でやんす。

客： 俺は映画を作っていたんだが、ちょっとスランプになってな。生きているのが面倒になっちまって、薬をやったんだ。それで今ここにいてわけよ。

俺は白黒映画しか作ってねえが、映画のなかでもないのに、お前は どうして白黒なんだ？

蛙：あっしはこれでも昔は青蛙だったんですが。綺麗な薄緑に濃い緑の線が入っていて、それはもう綺麗だった。

客：おい質問にまともに答えろ！ 俺が訊いているのは、お前が昔は綺麗だったか、イボイボだったかじゃねえ。それが今どうして白黒かだ？俺は自慢じゃねえが短気なんだ。

蛙：また随分短気な客ですぜ。お客さんは白黒の理由を全然知らないんですかい？

客：知らん。でも、確かに待合室にいた人間達は色が薄かったな。あれから白黒に変わるのか？

蛙：そうでき。死んで、体が腐ってくれば色が抜けてくるんで。死んだ体がなくなれば、白黒になるってわけでき。お客さんなんか、まだ、むこうにひどく未練があるから、いい顔色してら。あっちの体はまだぴんぴんだ。

客：俺はまだ確かにむこうの世界に未練はある。まだまだ、すばらしい映画を作れたはずなんだ。でも、葬式が終わって、火葬場で火葬にされれば俺も完全に白黒か。

蛙：ってわけですが。でも、お客さんは本当に色があせてませんね。普通はこの渡しに来るころは色が大分あせてるのに。お客さんみたいな人は未練がましいというんですが。

客：うるせえ。蛙の分際でけしからん。
それでこの渡しはどのくらいかかるのか？

蛙：中ノ島まで約 10 時間、そこで 3 日間ほど滞在し、また 10 時間漕げば、やっとあの世に着くんですが。

客：随分、遠いんだな。これを三途の川というんだろ。いや、ちょっとまてよ。川じゃねえな。暗くてよく見えねえが、どこまでも続いてんじゃねえか？

蛙：本当は「三途が浦」って言うでき。多分、その世に戻った連中が間違えて、三途の川なんて呼んじゃったんでがしょう。なにしろ、戻った連中はここまで来てないんですが。来る前に、渡し話を聞いて、利根川とか大井川を想像したんでがしょう。本当はもっとずっと広いんでやんす。

客： ということは、ここまで来ると帰ることは出来ないってことか。

蛙： そうですが。

客： それは残念。それにしても、ここの水と空は素晴らしい色だな。

蛙： お客さん、ここは暗くて色は見えねえはずだけど。

客： 俺は白黒で映画を何本も作っているんだ。白黒だってな、本当の色は想像がつくんだ。今のカラーのフィルムじゃいい色が出ねえから、今まで白黒で映画を作ってきたが、こういう色が再現できりゃ、カラーのフィルムを使ったらあ。でも、ここの色はどこかで見たことがあるな。誰かが描いてるんじゃないかねえ。それにお前にも見覚えがあるんだがな。

蛙： でも、お客さんとは初めてでやんす。こんな威張った人には二度も会いたくねえですが。それにしても、お客さん、まだ色が失せませんね。相当にその世に未練があるんだ。

客： うるせえ。未練があったって、どうせ帰れねえんだろう。つべこべ言わずに、一生懸命漕げ。

蛙： ヘイ、ゲコー、ゲコー、ゲコー、ゲッコ、ゲッコ。

左コーラス

三途が浦のすべての葦が歌う
早くいけ、行き着く先は同じ
あんた達の未来は長い
あの世の夜明けは朝焼け

あの世のカラスが喜んでいる
雲があの世界に向かう
月が雲に隠れる
早く、早く、行こうあの世界に

右コーラス

三途が浦のすべての風が歌う
来たところは同じ、早く忘れろ
あんた達の過去はおしまい
その世の日は夕焼け

その世のカラスが悲しんでいる
月はその世に向かう
雲は月を隠さない
待って、待って、その世にまだいたい

蛙：お客さん、そろそろ中ノ島につきませ。

客： やっと、中ノ島か。だけど、まわりはひどく臭くないか？

蛙：そりゃ、もう何千年もここを人が渡っておりやす、この渡し舟から物を捨てるんで、下はゴミだらけにになって、それが腐って、こんな臭いになるんですが。

客達が言うには、ここに来る前は、あの世でいろいろ必要だろうと、オニギリだのバナナだの、いろいろ持って来るんでやす。でも、色が失せてくると、そういうのが必要なくなると思って、それでこの辺りでみんな捨ててしまう。だから中ノ島の回りは、臭くてしょうがない。バナナなんか、あの世に持っていけば高く売れるというはなしですが。

客：まったくおかしな話だな。この蛙、まともなことをしゃべっているんだろうな？

蛙：そりゃ、あっしは正直だけが取り柄ですが。

客：おい、随分と舟がいるな。それも小型から大型まであるぜ。

蛙：小型の舟は客が1人から4人。中型が4人から10人まで。大型の船は10人以上ですが。

10年前はその世からあの世への渡しにも中型と大型の船が随分と使われていたんですが。いまじゃ、小型が15隻でやっておりやす。あの大型の船はあの世からあの世のあの世への渡しに使われているんですが。

客：なんだって。あの世の次のあの世があるのか。あそこにいる大型の船はあの世からあの世のあの世への渡し船なのか？

蛙：そうでき。あっしははまだ、あの世のあの世ってところは行ったことがあります、ここよりひどい所だって噂でき。大体、あの世に300年ぐらい暮らして、あの世のあの世に行くらしい。あっしは、150年ほどあの世の生活をしているから、あと150年ぐらいはあるな。

客：そんなこと全然知らなかったぞ。すると、あの世のあの世のあの世ってのもあるのか？

蛙：あっしは、あの世のあの世の先の話は聞いたことがないので、知らないでやんす。

あの世からその世に帰った連中は、三途が浦の渡しの前にどうにか帰っているんで、あの世のあの世との関係なんて知る由もないんでき。

客：なりほど、そうか。ところで、あそこにいる一団は面白いぞ。農民らしい格好のが 30 人ほどで、侍が 4 人一緒にいるな。あの長い刀をもったのは、きょろきょろしていて、ひどく落ち着かないな。もう一人の落ち着いたほうの侍は殺気を感じるぞ。おい、三下、あの一団はどこから来たんだ？

蛙：三下じゃなくて、三助ですが。あっしが分かるのは、あの連中は大体 300 年ぐらい前にその世からあの世に渡ったことだけでさ。

客：ということは、1650 年ごろか？つまり、江戸時代の始まりかころか？これは面白いぞ。おい、三下、あの連中のところへ連れてけ。

蛙：三助ですが。じゃ、いっしょに行きやしょうぜ。ただ、あの侍に斬られるはご免ですぜ。お客さん、あの世の話でも聞きにいくんですがですか？

左コーラス

油の釜、針千本、蛆の風呂
赤鬼、青鬼、閻魔の子分
皮をはいで、塩を摺りこむ
体中を這い回る蛆虫蛆虫蛆虫

右コーラス

狭い家、サラ金借金、満員電車
やくざ、警官、刑務所の看守
金を貸して、骨までしゃぶる
スカートの中を這い回る手に手に手

蛙：そこの侍のだんな、うちの客が話をしたいんだそうです。

侍 A：なんだ下郎。

蛙：お侍さん、下郎はあまりじゃありませんか。あっしはここで渡しをしている蛙の三助っていうけちなもんですが、うちのお客のこの大きな人が話をしたいんだそうでやす。

侍 A：そうか、三下。お前の客は背が高くて、それにまだ色がやけにいいぞ。しかも目に変なものをつけてやがる。なんだ、このやろう、お前は侍か。

客：俺は侍じゃなくて、映画監督だ。おまえ達を見て、これはその世で何か特別なことがあつただろうと思って、話を聞きに来たんだ。それに、お前は特に面白いキャラだな。それで何があつたか、話を聞かせろ。

侍A: 何だこいつ、侍でもねえのに威張ってやがる。いっちょう、やるか。腕には自信があるんだろう、このやろう。おれ様のこの長刀でぶった斬ってやる。

客: 俺はぶった斬られに来たんじゃなくて、話を聞きにきたんだ。分かったらさっさと話をしろ。

侍A: 本当に威張ったやろうだ。このやろう、ぶった斬らないと分からねえな。

侍B: まてまて。こいつはできるぞ。お前じゃ無理だ。やるんだったら、俺がやってやる。

客: このきょろきょろしているのと違って、あんたはまともな侍だ。ひとつ聞かせてもらおう。俺が見る限り、あんたら、俺がその世で見てきた人間達とも、ここにいるほかの連中たちとも違う。ここに来る前にその世で何があったのだ？それを聞きに来た。

侍B: 俺たちのことか。いままで、三途の浦の裁判所の判事にしか、何があったかは訊かれなかったぞ。結構いい話だ。よし、話を聞かせてやろう。よく聞け。

左コーラス

山の部落に農民が 100 人
稗に、粟に、木と草の根っこ
一年に一回の収穫
おらたちは生きる地獄

長老がいう、やつらと戦え
侍を雇え、金は隠してある
侍を雇え、戦わせろ
おらたちには後はない

お侍さん、戦ってけろ
侍 7 人ではだめだ
お前達も竹槍だ
戦え、戦え、生きてても死んでも同じ

右コーラス

山の中に山賊が 20 人
やつらの生産をおれらが消費
一年に一回の襲奪
俺たちはいつもひもじい地獄

頭がいう、やつらはまだまだ隠している
すべてを盗れ、殺さずに
生きていけるだけでよい
俺たちは先がない

やつらは何か企んでる
村の周りに堀ができたぞ
入り口には杭がある
侍を殺せ、食い扶ちが盗られる

侍A: そういう次第だ。分かったか、このやろう。

侍B: もう昔の話だ。だがな、農民たちはここでも我々と一緒にいるんだ。この300年間はお互いに助けあってきたんだ。あのときの夜盗もここに送られたもんだから、時々いやみをしに来る。それを俺たちが追い払って、その見返りに、農民達からときどきオニギリなんかをもらうんだ。

侍A: これでも分からなかったら、この長刀でぶった斬ってやる。

客: 分かった、分かったよ。それにしても面白い話だな。

侍A: 何が面白い話だ。俺たちは死に物狂いで戦って、本当に死にしまったんだぞ。俺たちを笑いものにするつぶった斬るぞ。

客: いやいや、笑いものにするつもりは全くねえよ。お前達の話は記録に残すべきだと思っ
てな。

侍A: 何が記録だ。山の中で起きたことだ。記録もくそもあるか。このやろう馬鹿にしゃが
つて。

客: ちょっと待ってくれ。俺は本当にお前達のしたことが素晴らしいと思っているんだ。記
録として残っていないとなると、起きたことも、お前達のしたこともすべて無くなって
しまうぞ。

侍B: おいおい、ちょっとまで、この男は本当のことを言っている。それにしても顔が光っ
ているぞ。お前、そんなに簡単に内面が顔にでちゃ、立会いですぐに斬られちゃうぞ。

客: それでこのサングラスをかけているんだ。俺はな、今までこんなに創作意欲を感じたこ
とがないぞ。おい、三助、あの世で映画づくりは可能か？

蛙: そんなものあるわけないじゃありませんか。映画なんてその世での話だ。

客: そうか、それじゃ、三助、俺をその世に送り返せ。俺はまだ色が失せてないから、あの
体はまだ大丈夫なんだろう。

帰る: そんな、無茶苦茶ですが。渡しの舟は一方通行が決まり。向こう岸に帰るときは俺た
ちだけの特別な舟で帰るから、あんたみたいに体の大きいのは入りませぬぞ。

ただ、昔、中ノ島から帰った男がいたと聞いたことがあります。

侍B: あれは200年前の話だろ。中ノ島まで来た北斎というやろうが、判事を騙してその世に帰ったというのは有名な話だ。それから50年後にあいつはもう一回ここに来て、あの世に行ったんだ。あの年寄りには確か第6界にいたはずだ。相当の悪だったんだな。何でも人間の体の構造を調べるために腑分けをしたってことだ。俺も何回か見かけたけどよぼよぼでとても見ちゃいられなかった。

客: そうだったのか。やっと思い出したぞ。北斎の絵だったんだ。あの三途が浦の色は。あれを持って帰ったのか。でかしたな。それとお前も絵になってるぞ、三助。

蛙: おれはここでまだ30年だから、誰か違う蛙だよ。

客: 北斎は150年ほど前か? それじゃお前じゃないな。そういやあ、お前よりもっと愛嬌のある蛙だったな。それで北斎はどんなふうに判事を騙したんだ?

侍B: 拙者が聞いたのは、そいつはこの水と空を見て、まったく新しい画法に気がついたとあって、判事に大演説した。判事はそれに負けて、その世に帰る許可を出してしまったとな。そいつは自分で自分を画狂人などと称して、その情熱があまりに強く、判事も感心してしまったらしい。

客: そうか、そのぐらいなら俺にも出来る。三助、裁判所につれてけ。

蛙: いやでもどうせ行くんでっせ。あんたら、裁判所であの世の第1界から第8界までに分けられるんですがすよ。まー、連れていきまっせ。

客: 1階でも6階でも俺のしったことか? 俺が興味があるのは映画作りよ。はやく連れてけ、三助!

蛙: わかりやしたよ。ただ、あの判事は恐ろしく怖いので、あっしの言うことに従ってください。まず、その威張った口の利き方は直してくださいよ。何しろ、怖い判事ですが。

客: わかった。お前の言うことを聞くぞ。

侍B: 俺たちもついて行ってやるぜ。村の長も来てくれるとよ。

左コーラス

おまえはどうせあの世行き
昔、帰ったといっても 200 年前
あの判事の声は怖いぞ
さて、来たぞ、来たぞ、震え上がれ

右コーラス

まだまだ望みはあるぞ、0%の
本当はその前にもあるぞ、800 年前
あの判事は公明正大
頑張れ、頑張れ、あの判事は 5 本牙

蛙：あの世の第 1 界から第 8 界の隅々を支配する、誇り高く、慈悲深く、公明正大で、正義だけからなる、偉大な判事さま。その世からあの世への渡しをしている三助でございます。ここに男を連れて参りました。どうぞ、慈悲深い判決をお与えくださいませ。

客：なんだ、三助がこんな話し方になっちまったぞ。

蛙：しー、だんな、だんな、膝と頭を床につけて、お尻を上げるんですが。早く、早く。

客：どうか？

蛙：変な格好でやんす。まー、許してくれるといいんですがね。判事さんと話すときは、私と同じように話してくださいよ。

判事：その男、お前のその世での行状は分かっている。お前はそれなりの映画を作ってきたな。本来ならば、天空のほうに送られてもよかったんだ。しかし、お前はあまりに威張っていて、お前に使われていた連中がひどく文句を言うので、こっちに回されたんだ。ここでは、あの世の第 2 界に配属されることが決まっている。では、もう良い、早く行け。あの世であまり威張るではないぞ。

蛙：偉大で公明正大なる判事さま、それがこの男、判事さまにお願いがあるそうです。

判事：なに、お願いとな？ふん、今日は判決数も少ないから、聞いてやろう。俺を退屈させたら、第 2 界から第 1 界へ落とすからな。覚悟はよいな？

蛙：偉大なる判事さま、この男も覚悟は出来ているようです。

判事：そうか、面をあげろ、苦しゅうない。

客：あの世の第1界から第8界までを支配する隅々のほこりからなる偉大な判事さま、どうぞ、私の願いを聞いてくださいませ。

**判事： このうつけが。俺はほこりからなっているわけではない。
だが、お前の顔はどうしてそんなにいい色をしているんだ。もうとっくに死んでいるはずだがな。**

客：偉大なる判事さまさまさま、私はいままででこれほど創作意欲が向上してしまったことはありません。その世で、ぜひとも大傑作の映画を作りたいんです。偉大なる判事様から、その世に帰る許可を三助にやってくれませんか。

判事： 三助がその世に帰るのでよいのか？

客： いえ、帰るのは私です。三助が漕ぐのでそう言ったんです。
三助に映画なんて出来やしねえ。まったく、とぼけた判事だ。

判事： お前、何かいったか？ ところで、大傑作映画を作りたいのだと。どのような傑作か？

客：300年前の話になりますが、ここにいる村の長と100人の村人達が毎年、秋になると邪悪な夜盗の一団に襲撃され、ほとんどの食い扶持を持っていかれていました。それで、ここにいる侍達を雇って、農民達と協力して夜盗達を滅ぼしたということです。

判事： それは 300 年前に聞いたことだ。感心して、この連中は第 1 界に回してやったぞ。

客：それで、その実話に基づいた映画を作れば大傑作が作れると思うのです。

判事： それは面白い。どのような傑作か説明せよ。

客：そりゃ、もう素晴らしい映画になることは間違いありません。その映画では、「小心と勇気」と「自己保身と自己犠牲」が全体のテーマになります。同時に、農民達の悲惨な生活と、そして、彼らの弱さとシタタカさも描けます。そして、彼らが独立に目覚める過程もあるし、村の年長者達の頭の固さ、また、侍達の将来性のなさ、哀れな心情まである。さらに、素晴らしい決闘シーンから、村の娘と若い侍の恋まであるのです。

判事： それは確かにおもしろそうな映画だが、そこの侍二人と村の長は何か言いたいのか？

侍B： えー、あれは素晴らしい出来事ですし、そう簡単には経験できないことです。ですから、この映画監督にひとつ映画とやらを製作させてみてはいかがですか？

侍A： おれのことは描いてくれるのだろうか？

客： それは大丈夫だ。ぴったりの知っているから。

村の長： もう昔の話で、映画とやらにしてもおらたちに何の迷惑がかかるわけじゃないしな。それに映画に描いてくれればおらたちのことが、未来永劫に残るんじゃ。それなら、ぜひ作ってもらおうじゃないかい。ただし映画のなかで、若い侍が村の娘をかどわかすのが心配じゃ。村の娘は映画に出さんでくれんか？

判事： ばか者ども。まだ、結論を出したわけではない。そんな心配するな。それにアホがいなかったり、村の娘がかどわかされるという話がなかったら、面白くならないだろう。そういうのがいないと俺の商売も上がったいだ。

客： いやー、判事様は芸術をよ～分かっておられる。さすがに第1界から第8界のほこりからなる偉い判事だ。

判事： ストーリーが面白いことは分かった。しかし、次の基準を満足することを十分に説得的に説明できなければ、すぐに却下だ。分かったか？

客： それはどのような基準ですか？偉大なる判事さま。

判事： その基準とは、それが世のため、人のためになるのかだ。つまり、お前がつくる映画は何かの役に立つのかだ？

客： こりゃ驚いた。なんで、あの世の判事が世のため人のために役に立つかどうかを気にするんだ？偉大なる判事さまさま、ひとつ訊いてもいいですか？

判事： ひとつだけだ。

客： 「何の役に立つのかって？」の「何」って何を考えているんですか？

判事：このたわけめ！何かを作りたいと言っておいて、それが何の役に立つのかも分からないのか。この件は却下だ。こいつは第2界へ送れ。

客：判事さまさま、ちょっと待ってください。何の役に立つかを説明します。

判事：よし、一回だけ待ってやる。

客：役に立つことは役に立つのです。もちろん、自動車生産数を増やすわけでもないし、地震が起きたとき、映画が人助けをするわけでもない。

しかしですね、すでに言ったことですが、この映画を作れば、農民達はその悲惨な状況からどのように立ち上がったか、自分だけの利己的な自己保身を各人がどのようにして忘れたのか、侍たちはどのように出世欲を克服し自己犠牲を可能にしたのか、を描くのです。だから、この映画を見る人間達は勇気と希望とそして人間愛を深く感じるでしょう。この映画を多くの人が見れば、社会は良くなるはずがありません。もちろん、世界中で見られれば世界平和に役立つはずです。

さらに、これだけ面白い要素が入っているので、この映画が国際映画祭に出品されれば、最優秀賞をとれるでしょう。そうすれば日本の誇りです。このフィルムは外国で何万枚も売れ、それで、貴重な外貨を稼ぐでしょう。おれの所属する会社だけでなく、日本の外貨収入にも貢献するのです。

判事：それはありがたいことだが、日本の外貨はそのうちあまり出す。それにお前の映画会社はいずれつぶれる運命だ。

お前の説明だけでは十分ではない。もっともっと役に立つことはないのか？役に立つことが何かを作るための条件だ。すぐに答えられねば却下だ。

客：もう、うんざりだぜ。同じようなことなら、あの目的の役に立つ、この目的の役にも立つと、いくらでも繰り返しができらあ。でもな、あんたがそんなのを求めるんじゃないことぐらい、分かっているんだよ。どうせ、いろいろしゃべらせてから、俺をあの世に行かせようって魂胆だろう。このやろう。なら、本心を言ってやるぜ。この5本牙め。

判事：なんだと！早く言え！たわけ。時間がない。

客：最高級の芸術は俺がさっき言ったように、いろいろ役に立つのは当たり前だ。だがな、本当の芸術というのは、何かの役に立つかどうかで判断されるものじゃねえ。それが芸術として最高級に出来ているかどうかだけで判断されるもんなんだ。つまり、その絵画

的表現は視覚に訴えかけ、その音楽的構造は聞くものの聴覚を刺激し、最高の感動をよぶ。筋書きの論理性は最高の知性にも負けない必然性を持ち、知るものに無限の畏敬の念を与える。このようなものが本当の芸術で、それが何かに役に立つかなんてのは、派生的な問題なんだよ。

そんな最高の芸術を創作できるのは本当に恵まれた者だけの特権なのだ。天が与えた才能に加えて、何十年に渡る努力を地道にした人間だけが、その権利を持つのだ。しかし、それに加えて最高の題材に恵まれる必要もある。それだけの偶然がそろって、初めて最高の芸術への挑戦ができるのだ。それはひとつの宇宙を制覇するに匹敵する。つまり、俺のような人間が素晴らしい題材に出会えば、それはその存在自体が挑戦なのだ。これはあのマオリーが1920年代にエベレストに挑戦したことと同じなのだ。

ここにいる侍達や農民達の話聞いて、そんな機会にとうとうめぐり会えたと感じたんだよ。いままで会ったことのない機会に。

それをこの5本牙は、何の役に立つかだと。どっちがたわけか、よく考えろ。さて、三助、おれはあの世行きだ。これからどこで3日間の休憩をするのだ。そこに行くぞ。

判事：よくぞ言ったぞ、この大法螺吹きめ。

お前にはその映画とやらをつくる資格がある。その世に帰る許可を与えよう。ただ、駄作を作ったら、次にここに来るときは覚悟せい。俺のこの5本牙で串刺しだ。

お前が行くまえに、わしにも言いたいことがある。2分ほど待て。

左コーラス

最高傑作の誕生だ

すべての要素がうまく絡み合い

製作は必然的に進む

頑張れ、頑張れ、完成に向けて

右コーラス

最高傑作はほら吹き of 寝言

あまりの多くの矛盾点

いつも空中分解の寸前

諦めろ、諦めろ、中庸で我慢しとけ

蛙：判事様、何を書いているのでしょうか？

判事：この男が立派な演説をしたので、わしもひとつ演説に挑戦したくなったのだ。それで、演説の骨子をメモしていた。

蛙：へ～、この判事様は不思議なお方だ。

判事：ひとつ説明をしておきたい。おまえはわしがなぜ世の役に立つのかを訊いたか分からなかっただろう。

客：そりゃ、あの世に行く前に、なぜ世のためになるか、判事さまが訊いたかは見当もつきません。

判事：わたらの仕事はわたらが勝手気ままに判決を出しているわけではないのだ。わたしが下す判決は、すべて法に従っている。どの罪にどの罰を科すかは、すべて法が決める。これを法理論では「罪刑法定主義」という。お前達もある程度は何をすればどうなるかは分かるはずだ。それに従い、その世でお前達は自分で判断して罪をおかしたのだから、その罪に対応する罰が科せられるのだ。

だから、わたしが怖い顔をしていてもしてなくても、判決は基本的には法律で決まっているのだ。そもそも、わたらは地獄耳をもっていて、情報は完全だからな。

客：そうすると、先ほどの許可を取り消そうということですかい？そりゃ、ないですぜ。

判事：黙って、わたしの話をきくのだ。

法は、罪に対しての応報としての罰を与えるわけではない。罪を未然に防ぐために、ある罪を犯すとそれに対応する罰が科せられるようにできているのだ。罪と罰を秤量して、罰を覚悟で罪を犯しても良いのだ。この罪と罰の関係を知らなくて、人々は自分自身で判断する自由が得られるのだ。

そもそも、ある罪にある罰に対応させる法を課するのは、社会が円滑に動くことを保障しながら、各個人には行動の自由を最大限に許そうという目的からなるのだ。だから、法の体系は自由社会の存在基盤なのだ。

客：判事さまの法思想は有難く思います。ただ、俺にはあまり時間がないのですがね。まだ、長い話が続くんですか？

判事：ばか者。まだ、わしがなぜ世のためになるかを訊いたかを説明していない。それに、お前に許可を与えることが出来ることも説明していない。

客：そりゃ、ごもつともで。ただ、なるべく、簡単におねがいたいんです。

判事：わたらの法はそもそも、世のためにあるのだ。「因果応報」などという、古代の法思想に従っているのではない。それゆえ、わたしが知らないことがあれば、それを勘案するのはわたしの仕事でもあるのだ。もちろん、わたしは地獄耳をもっていて、

新しい事実など普通はないのだ。

それで、お前の場合は、この中ノ島に来て、新しい発見をした。だから、それを勘定にいれるのはわしらに許された判断なのだ。ただ、その発見を利用して、本人が新しいことをしようとする場合、それが世のためになることを説明する義務がある。それがわしらの法の精神なのだ。

客：それで、しつこく何の役にたつのかを訊いたんですかい？

判事：そのとおりだ。ただ、お前の言うとおりで、何かの役に立つとばかり主張する輩に限って、取るに足らないことをする。結局、凡庸の駄作を作って、役に立つと称している。凡庸の駄作など、掃いて捨てるほどあるわ。お前には本当の志があり、その志でやれば、世のためになると判断したのだ。

ただ、途中で妥協はするな。妥協すれば、凡庸の駄作を生むだけだ。存在自体が挑戦ならば、その存在をその存在として征服しろ。それで、本当に世のためになる仕事が完成する。

客：そりゃ、まことにありがたい判断を頂きやした。それに、判事様とは意見があいますな。そのうち、一献傾けましょうや？

判事：次回、ここに来たときにな。いまは時間がないぞ。いそげ。体がくさるぞ。

三助、ここに札があるから、これを持って行って、舟の後ろにつけろ。それで反対向きに漕ぐことができる。こいつをその世まで送れ。ただ、風向きが反対だから、20時間はかかるぞ。早くいけ。その世の体が腐ったり、火葬されれば、お前は三途が浦の藻屑だ。三助も同罪で藻屑だ。分かったな。早く行け。

左コーラス

早く、早く、その世に行け
風を切って、流れに逆らって
あの世は楽だぞ
毎日が同じ繰り返し

空が明るくなってきた
水がきれいになってきた
北斎の秘密をばらすな
その世も近い

右コーラス

20時間も待ってくれるか
風は強いぜ、流れだって強い
その世は大変だぞ
何から何まで、お前一人だ

あれは三途が浦の朝焼け
これは行きに見た景色
この色はどこかで使わねば
漕げ漕げ三途が浦の入り口へ

蛙：だんな、そろそろですが。

客：そうか、では準備をしよう。

蛙：だんな、だんなの演説は見事でしたが。でも、あの判事の演説もすごかったでやんすな。あまり、分からなかったけど。

客：確かに、あれはすごい迫力だった。あの5本牙が法の思想・自由社会の存在基盤ときたからな、おそれいったわ。まったく、驚いた三途の判事だ。あれは何かに使いたいもんだな。

蛙：いやー、この世界に来て200年も経ちやすが、こんな経験は初めてでがす。まったく、おもしろかったでがす。

でも、だんな、顔色が薄くなってきやしたぜ。

客：もう少し、急いでくれ。確かに、頭まで空っぽになってきた。

蛙：もう少しの辛抱でがす。ガマンしてくだせえ。

ところで、中ノ島を出る前に判事があつしに伝言したことがあるんでがす。だんな、中ノ島での出来事を一切口外するなってことでがす。

客：それじゃ、映画が作れないじゃねえか。

蛙：いや、すべて、だんなの創作と言えればいいんでやす。それに、中ノ島での出来事の殆どは、だんなの記憶からはなくなるはずでがす。

客：それでも、映画は出来ないじゃねえか？

蛙：いや、一生懸命思い出せば、そのストーリーぐらいは思い出せると、判事が言ってやした。

客：でも、この体をみってくれや、もう殆ど白黒だよ。

蛙：いや、まだ、その皮ジャンパーの色が抜けてませんぜ。それはまだ、体が腐っていないしょうこでやんす。ほら、あそこに船着場があるから、あそからは走って行ってくだせえ。

客：わかった。じゃ、時間がねえから、行くぜ。世話になったな、何も出来ねえが感謝して
るぞ、三助。さらば。

蛙：それじゃ 50 年後にあいませうぜ。

左コーラス

舟は風まかせ、流れにまかせて
ゲコー、ゲコー、ゲコッ、ゲコッ
ガマンができん、ガマンができん
今日も漕ごう三途の浦の渡し

右コーラス

おまえの舵にまかせたぞ
五月蠅い、五月蠅い、ほんとに五月蠅いぞ
ガマン我慢、限界までのガマンだ
もうすぐだ、三途の浦の中ノ島

第二曲：弾劾裁判 金盛長 2005年4月25日

[三助の口上：あの客を送ってから一ヶ月たちやしたが、昨日、あっしの所に、あの判事様から連絡がありやした。その世の渡しの待合室に来いと。これはどういうことなんでがしよう。あの客がまた何かしでかしたんでがしようか。それにしても、あの怖い判事様がこの待合室に現われたらみんな震え上がっちゃうでやんす。そろそろ、約束の時間だ]

左コーラス

お前の呼び出しは罰を与えるため
よく考えれば何かあるだろう
他にもあるだろう、よく考えろ
判事さまは怖い

右コーラス

俺は何も悪いことはしてねえ
棧橋で立ち小便か、中ノ島での野糞か
客から恵んでもらったバナナ
あの姿をみれば震え上がる

判事： 三助、わしだ、わしだ、わからないか？

蛙：わしって、誰でがしよう。背が高くてハンサムなだんな。会ったことがあるんですかい？

判事： わしだ、判事だ。

蛙： え、判事様でやんすか？でも、あっしが知っている判事様とは全く違う方ですが。

判事： これがわしの本当の姿なのだ。いつもはガウンを着て、顔にはマスクをしているから、分からないのも無理はないな。

蛙： 本当ですかい？本当に判事様ですかい？

判事： **三助、この声を聞いても分からないか？**

蛙： あー、確かに判事様の声ですが。それが判事様の本当の姿でがんすか？へー、カッコいいんでやす。でも、みな、判事様の中ノ島での姿しか知りやせんから、誰もが判事様は本当に怖い方だと思っているでがす。

判事： あれはあれで良いのだ。恐ろしい姿をしていないと、人々をその世からあの世へ送

る裁判所の判事として示しがつかないだろう。それであんな格好をしているんだ。

蛙： そういうことだったんでやんすか。まったく判事様には何度も驚かされるですが。
それで、今日は何かごようでやんすか？

判事： わしが用があるわけではなく、実は大天界裁判所から、わしとお前の二人が呼び出しを受けているのだ。

蛙： 判事様、何かまずいことがあったんでやんすか。

判事： わしとお前が呼び出しを受けたというのは、明らかに、一ヶ月前のあの男のことであろう。お前にまで迷惑が掛からないと良いのだが。

蛙： あのことで、判事様もあのだんなも立派だったと思んですがすが。

判事： それがな、法律の条文に合わない判決や、判例にない判決をするのを、天界の法曹界はよく思っていないのだ。多分、わしは何らかの処分を受けることになるだろう。おまえも悪くすると、今の職からもっときつい仕事に回されるかもしれない。そういうことになったら、許せよ。ただ、わしはできるかぎりのことをするつもりだ。

蛙： いや、判事様の判断は間違えてないでがしょう。これであっしがきつい仕事に回されても、ああいう面白い判決を見せてもらったんだから、本望ですが。

判事： そう言ってくれてありがとうよ。わしは何も悪いことをしたとも思っていないのだ。
おー、天界への渡し船が来たぞ。

蛙： 天界への渡し船は乗り心地がいいんですがす。

左コーラス

船は青い空と白い雲の間に行く

なんと美しい景色

身も心も洗われて

大天界裁判所へ、行こう、行こう

右コーラス

ベニヤ板に描いた空と雲

富士山があれば銭湯の絵

銭湯は垢も落とせるし、疲労にも利く

ベニヤの御殿へ、急ごう、急ごう

山椒魚： お二人さん、これから天界第4界までご案内する山椒魚の五平というものです。こ

の船は乗り心地がいいですよ。

蛙：ところで、お前さんは山椒魚にゃ見えないでがす。山椒魚といや半ザキなんぞ呼ばれていて、頭がでかくて怖いやつだと思ってたんだが。その世の時代、今じゃ殆どいやせんが、山椒魚とか半ザキには気をつけろと言われてたでやんす。あいつに食われたら、いっぺんにあいつの胃袋行きだと。

山椒魚：いや、それはオオサンショウウオのことで、あいつらは確かに怖い。あっしも気をつけていたもんだ。あっしは東京サンショウウオの出身で、俺の仲間ももう殆どいなくなってしまった。でも、あんな下品なやつと一緒にされるので、いつも困ったもんだと思っているんだ。おれのすらっとした姿を見てくれ。

蛙：本当だ。随分痩せているでやんす。

山椒魚：ところで、お二人は大天界裁判所へ行くんでしょ。天界の第4界はこのことで大変だという噂を聞いていますよ。

蛙：これから行く大天界裁判所は天界第4界にあるんですかい。あっしも昔、第8界で訓練を受けやしたんで、天界には1界から8界までであることは知ってるんですが、7界以上のところで何をしているかは、全然知らないのでやんす。判事様はご存知でがすか？

判事：ある程度はな。1界はもともと罪なんてものに全く無関係の人が行くところで、あそこでは、海辺の苔とか貝とかの分類とか記録とか取っている。まー、本当に詰まらないところだ。2界の人たちは同じようなものだが、記録の対象がもう少しおもしろい。同じような動物の生殖の仕方などを分類・記録している。3界は、もっと一般的な分類学者とか歴史家とか、そういう連中がいる。第4界は法曹界だ。我々が行く大天界裁判所はその法曹界の中心に位置する。第5界には、もっと色気のある学問、例えば、経済学、数学、工学などなど、多種にわたる。第6界は、罪を犯さなかった芸術家やビジネスマンなどがある。正直なところ、ろくなのがない。優れた芸術家は皆あの世に行くようだ。第7界は大きな動物達、第8界は小型の動物達からなる。三助も五平も第8界で訓練を受けたのだろう。

蛙：へー、そんなふうになっているんでがすか。それで五平さんとやら、第4界で何が起きているってんですかい？

山椒魚： そのだんなの噂で持ちきりなんですすよ。なんでも、恐ろしく怖い人で、第4界で

も相当に恐れられている人が、またまた法を無視した裁判をしたということで、どう処分したらいいかがもっぱらの問題だという噂ですよ。

判事：まー、そんなことだと思っていた。あそこの連中は法律の条文や、判例に従うことばかり考えている。だから、一ヶ月前の判決の報告が大天界裁判所に行けば問題になると思っていた。

蛙：判事様は天界でも恐れられているんですがすか？

判事：昔、第4界の判事養成所を出て、すぐに大天界裁判所の判事補になったんだ。そこで、いろいろあってな。一言で言えば、いつも他の連中と判断が異なり、わしはあそこでお荷物になってしまったんだ。それで、あるとき、大判事の一人がやって来て、「わしはお前を随分と庇ってきたが、これ以上お前をここに置いておくことはできない。中ノ島の判事の職が空いているので、そこにお前を推薦しておいた。中ノ島での仕事はお前には向いていると思うし、お前の勉強にもなるだろう。1週間後に中ノ島へ向え」と。それから200年近く、中ノ島で判事をしていたんだ。北斎の件は着任して初めのころの裁判だった。あのころ大天界裁判所は、中ノ島へ赴任したばかりのわしを大目にみて見逃したのだ。

それと、あのころの大判事達はわしを庇ってくれた。しかし現在の首席大判事はわしがあそこで判事補していたころの上司の判事で、前の大判事達と違い「ことながれ主義者」だが、自分のことに関しては出世主義者の代表のような男でな。あの男がいヶ月前の判決を知れば、降格裁判か弾劾裁判になるはずだ。

蛙：それは困ったことでやんす。

山椒魚：それはあの首席大判事様のことですか？

判事：そうだ。首席大判事のことだ。

山椒魚：噂では、朝から夜遅くまで大裁判所に籠って一心不乱に書類に目を通してという人だそうですよ。殆ど自分の意見は言わないと言われていました。

判事：そうだ、あれはそういう男だ。

蛙：判事様、怖くないでがすか？

判事：そりゃ、久しぶりの大天界裁判所だから緊張はするが、後ろめたいことをしていないのに、なぜ怖いと思うのだ？

蛙：そりゃ、そうですが。あっしは怖いでやんす。
それで裁判ってというのは、何人ぐらいの人が参加するんですか？

判事：わしがあそこで判事補をしていたころは、大判事が2人で、そのほか判事が3人、その一人一人に判事補が一人付くから、判事補が5人いる。あとは、傍聴席にインターン生や裁判官養成所の学生が10人から15人ぐらい出席していたな。

蛙：そんなにいるんですか？そんな数の偉い人たちがあっしたちのしたことを問題にするんですか。そりゃ、怖くて震え上がっちゃうでやんす。あー、もう三途が浦に帰りたくなりやした。あそこなら一人でのびのびやってくれるでやんす。

山椒魚：そろそろですよ。あその雲の上の白い立派な建物が見えてきましたよ。あっしも傍聴させていただきますので。

蛙：うーん、立派な建物ですが。あれは大理石で出来ているんでやんすか？

判事：まさか。大理石で出来ていたら、土台の雲がぬけて建物ごと下の世界行きだよ。あれはベニヤ板と発泡プラスチックで出来ているんだ。しかし、あの連中はいつそ下の世界に落ちて、下の世界を見てきたほうがいいな。

左コーラス

大天界裁判所は怖いところ
大判事はあんたの罪状を暴く
大判事も判事もいつも全員一致だ
裁判は1分でおわる

お前はあの世の油釜の油混ぜ係だ
油釜を混ぜるのは気持ちがいいぜ
それで1分でおわる
覚悟はできたか、覚悟はいいな

高い壇上の5人の裁判官

右コーラス

正義と公平が作られる
判決は理性と思いやりからなる
中には物分りのいいのもいるはずだ
長ければ丸1日のときもある

いや、せいぜい、ボイラー係だ
ボイラー係は冬だって暖かい
いや、いや、弁護に一日必要だ
怖い、怖い、三途が浦に帰りたい

5本牙はいないぞ

真ん中の紫色のガウンが主席大判事
隣の紺のガウンが次席大判事
残りの3人は黄色のガウン

なんて綺麗な紫だ
どちらも、美しい糞ころがしの色
あの世の糞池の美しい色

蛙：判事様、怖くて怖くてしょうがありません。それに、あの傍聴席は客でいっぱいですが
よ。

判事：心配するな。わしが頑張るから怖がるな。確かに、すごい数の客だな。みなこの生
活に退屈しているんだ。

C判事：三途が浦裁判所判事とその世からあの世への渡しをしている三助、被告席に着席せ
よ。私がこの裁判の進行役をするC判事である。これらから二人の罪状認否を行なう。

まず、三途が浦裁判所判事に関して。1ヶ月前のある男の裁判で、この男の生前
の行状は、あの世の第2界に応報する罪であるのが明白であるにも拘らず、新しい映
画を作るといふ弁明を聞いて、2界へ送らず、その世に戻ってしまった。これは、裁
判官裁判判断規定第12条第3項「罪に対する罰の応報が明らかな場合、応報法に従
うことを厳命する」に抵触する。この項の侵犯への応報は同第12条第4項に書かれ
ているが、これは後に、被告の有罪が確定したときに、適用することになる。

次は、三助に関して。1ヶ月前の同じ男の裁判で、裁判の前にいろいろ入れ知恵
をしたのに加え、この男のその世への逃亡を幫助した。これは渡しに関しての第43
条第2項「その世からあの世へ送られるものに、裁判で有利になる情報を与えてはい
けない」に抵触する。逃亡の幫助は第46条第4項に抵触する。これらの罪に対する
応報刑は第43条第3項、第46条第5項に書かれている。被告の有罪が決定された
場合、これらの刑が適用される。

大判事様、付け加えることがあるでしょうか？ もしなかったら、罪を確定しても
よろしいでしょうか？

次席大判事：いや、一応、被告の言い分を聞くことにしよう。というのは、ここにいる三
途が浦裁判所判事は、昔この大天界裁判所で判事補をしており、そのころは将来を囑望さ
れていた人物だから、今回なぜ法に従わなかったかを聞いておくことは、この大天界裁
判所の将来のためになるであろう。

C判事：そうでございますか。大判事さまの寛容なご判断によって、お前は今回の判決に
関して申し開きができる。三途が浦裁判所判事、何か申し開きをすることがあるか？

判事：申し開きの機会を頂きまして、ありがとうございます。今回の件は一ヶ月前の出来事
でして、それから現在まで、私の下した判決に関して考え直す時間が充分ありました。

C判事：それは良かった。お前は今回の件に関して反省しているというのだな。すると、
情状酌量をすることが出来る。大判事さま、そういうことですから、判決を下すにあ
ったては、情状酌量をして頂ければ、有難く思いまする。

判事：いや、そうではなく、今回の件に関して、私が下した判決が「本当に正しかったか」
を考えていたのです。

C判事：反省以外に何を考えていたというのか？

判事：私の判断・判決が法の精神に従って、本当に正しかったかを考えていたのです。

C判事：正しいかどうかは、法の条文に従っているかどうかであろう。お前の判決が条文
に従っていないのは明らかだ。それでも、おまえは法に従った可能性があるというの
か？

判事：今回の件に関して、私の判決が条文に従っていないことは確かです。

C判事：するとお前は罪を認めたわけだな。それにも拘らず、自分の判断が正しいかどう
かを考えるとは、どういうことか？法をないがしろにした発言は許しがたい。返答次第
では重罪になるぞ。

判事：大天界裁判所の考え方は良く分かっています。しかし、私も法を修めた判事の一人と
して、法がどのように運営されるべきかを考えてきました。それに従って、私の判断が
間違えていなかったかを考えていたのです。

C判事：何を寝言のようなことを言っているんだ。法がどのように運営されるべきかは、
考えなくても分かっているはずだ。条文がそのまま適されるときは、条文をそのまま適
用すればよく、条文が明確になっていないときは、判例に従えば良いはずだ。

1ヶ月前の男に関しては、適用される条文があるのだから、それを適用すれば良かったのだ。その正確な適用が正義である。

判事：養成学校でもここでも、あなた方が若い判事候補生達にそう教えるのは確かだ。わた
しもそう教わった。しかし、法は人間が作ったものであり、法そのものが人間の存在以

前にあったわけではないでしょう。法に法の精神というものがあり、それに基づいて法が作られているはずである。私は、法の精神に従った場合、私の判決が正しいかを考えていたのです。

C判事：法の条文に従うことが法の精神に従うことであろう。

判事：いや、法の条文が法の精神をすべて表現しているわけでもなく、法の精神と条文が異なることもある。このような裁判の現場において、条文に盲目的に従うのではなく、法の精神に戻って判断を下す必要がある。

C判事：法の条文に従わず、法の精神に従うのだと。法の精神なんてものがどこに書かれているのだ。お前が勝手にでっちあげたものだろう。

次席大判事：いやいや、養成所の法理論の中に法の精神を教えている部分がある。お前はそれについて語っているのか？

判事：そのとおりです。法を作るときに基本になる考え方です。

次席大判事：法理論に詳しいのはB判事か？

B判事：はい、私は養成所で法理論を教えております。

次席大判事：ではB判事、現在の法理論において法の精神とはどのようなものなのか？ それに新しい法の条文を作るときはどのような法の精神に従っているのだ？

B判事：最近の法理論の基礎は、「精緻応報理論」でございます。これが昔の「応報理論」と異なる点は、最近の犯罪の犯罪度の測定技術の進歩で、犯罪度の測定が依然と比べると格段に向上したことです。ですから、犯した罪と正確に応報する罰が与えられると考えられます。

昔の「応報理論」では、「人の手首を切った者に対しては、その者の手首を切る」という判断をしたのですが、最近の測定技術に従い、「どのような人間がどのような状況でどのような目的のため、他人の手首を切った」が正確に測定できますから、それに従い、あの世の界数も正確に分けられますし、さらにそこにおける刑も明確にできるものであります。

一時、「罪刑法定主義」などと言って、法は人間のため、社会のために設計されるという考え方がありましたが、どうしても、人間のためとか、社会のためとかという抽象

的な考え方に走る傾向がありました。しかし、最近の犯罪測定技術の向上で、そんな抽象的議論は不必要になり、犯罪を正確に測定して、それに見合う罪を与えればよいという「精緻応報理論」が主流になっております。

さらに付け加えますと、「罪刑法定主義」の実際の適用においては、結局のところ、「応報理論」と何も変わりません。ですから、最近では、判事養成学校でも「精緻応報理論」と測定技術だけを教えております。

次席大判事：三途が浦判事、聞いたか。最近の法理論では、犯罪を正確に測定することが重要であり、それ以上の問題はないことなる。

それに「精緻応報理論」では、被告が裁判の間に深く反省していることが分かれば、それも測定できるから、その反省の度合いを鑑み、それを罰の度合いから差し引いて判決を出すのだ。大衆には、これを「深く反省しているから、情状酌量の余地がある」と言って刑を軽減している。

このような法の運営こそがヒューマニズムに基づくものだ。判事、理解したなら反省せよ。それで降格の度合いも軽減できよう。

判事：確かに、「精緻応報理論」に従えば、私の判断は間違えていたかもしれない。しかし、実は、この1ヶ月あまり、私は「精緻応報理論」は法の精神に従っているものかを考えていたのです。

B判事：「精緻応報理論」は、我々と我々の先輩達が何千年間と従ってきた「応報理論」を発展させ、より精密にしたものだ。それがそもそも間違えていると言うのか？

判事：私の一ヶ月間の考察の結論は結局そこに行ってしまいました。「精緻応報理論」はどんなに精緻化しても結局は「応報理論」の枠組みの中にある。それは法がどのようにあるべきかの考察を忘れ、「罪には罰を」だけを基本にする。それでは法の体系の良し悪しを考える余地もない。そして「精緻応報理論」は細部だけをより正確にするという技術的問題に還元してしまった。犯罪測定技術は発展したほうが良いのはもちろんですが、基本的問題は人間がどうあるべきか、社会はどうあるべきかでなければならないはずで

す。

C判事：次席大判事様、この男は自分の罪を軽くするために、この大天界裁判所の存在基盤である「応報理論」を否定する屁理屈を言っているだけです。そんな寝言のようなこと聞く必要はありません。もう早く判決を出してしまいましょう。

左コーラス

大天界裁判所は最高権威
大判事の判断はすべて正義
すべての社会正義と個人正義を決定する
最高権威は権威そのものが造るのだ

何だかあやしい、何かがあやしい
最高権威は本当なのか
本当のことが知りたい、知りたいのだ
それでも知りたい、知りたい

右コーラス

すべてを支配する高潔な館
判断には微塵の疑いもない
疑いはすべて晴らさねば
最高権威はすべてを凌駕する

早く片付けよう、早く片付けるべきだ
権威を使って、片付けてしまえ
本当の事などない、すべては作り事
なにも考えず、信じれば救われる

次席大判事：いや、ここにいる三途が浦裁判所判事は卑しくも我々の同僚だ。その同僚が考えたこと、言いたいことを聞いてあげても良いであろう。判事、考えたことを手短かに説明してみよ。

判事：分かりました。私の考えたことを話しましょう。なるべく短くするようにします。分からない点がありましたら、いつでも質問してください。

まず、法の精神とは、法の制度の作るときの原則である。ただし、法の運営に際してはその原則を単純に適用できない部分がある。それについても徐々に説明していきます。法の基本原則は、より良い社会を作ることである。それは、三つの基準からなる。

- (1) 平等性基準、
- (2) 厚生基準、
- (3) 個人自由基準

の三つです。しかしこれらの三つの基準には法制度の設計や運営の細部において多くの難点がある。同じ基準でも細部の考えかたで、全く異なるものになる可能性もあるし、これらの基準が互いに矛盾することもある。しかし、それでも、これらの基準を要請することがどうしても必要になる。まず、これらの三つの基準を説明してから、簡単な例をいくつか説明しましょう。

(1) の平等性基準は、人々がなるべく平等に取り扱われるべきであると主張する。しかし、個人個人によって生まれた環境も異なれば才能にも大きな違いがある。それをひと括りにして、すべて全く同じに取り扱うことはできない。

(2) の厚生基準は、人々の暮らしをより豊かにするべきだという基準である。これも簡単に聞こえるが、法の設計・運営の細部においては多くの難点を抱える。また、(1)

との矛盾点も出てくる。

(3)の個人自由基準は、一方においては、(2)の基準の達成のための手段とも考えられるし、また、人間と社会との関係のもっとも基本的要請とも考えられます。

B判事：このように、あまりに多くの矛盾点が出てくるから、「罪刑法定主義」などというものは、基礎理論として成り立たないのだ。だから、「罪にはそれに対応する罰を」という「応報理論」に従えば良いのである。

次席大判事：いや、もう少し我慢して聞いてみよう。ただ、あまり長い話にするのでないぞ。

判事：分かりました。なるべく短くまとめようようにします。

では、簡単な例を考えてみましょう。ここに二人の男がいたと仮定します。甲は裕福な家庭に生まれ、現在も裕福な生活をしている。もう一人を乙と呼ぼう。乙はひどく貧しい家庭に生まれ、やっとのことで現在まで生きてきた。いま、甲と乙が同じ犯罪、例えば、強盗を犯したとする。

C判事：なぜ、裕福に暮らしている甲が、ひどく貧しい生活をしている乙と同じ犯罪をおかすのか？ 必然性がないのではないか？

判事：犯罪にそもそも必然性などはないはずである。罪を犯した人間の意思決定があり、それが犯罪となるのであって、そもそもその行為が必然であるならば、罪を問うことは出来ないはずで。これには同意されますか、C判事殿？

C判事：そのとおりだ。同意する。先に進みたまえ。

判事：ここで甲と乙が同じ罪を犯したとするのは思考実験であって、そういう判例があると言っているわけではありません。

さて、もう少し仮定しておきます。甲はこの時点で会社の金を賭博ですってしまい、その分の100万円が必要になり、ある家庭に強盗に入った。乙はとうとう貯金が底をつき、食べていくための金が必要となり、強盗に入ったとする。

この甲と乙をどのように裁けば良いのかを、「応報主義」の立場から考えてみます。まず、一番簡単な「原理応報理論」で考えれば、二人は同じことをしたのだから、同じように罰せられるはずである。しかし、一人は裕福な家庭の出身であり、もう一人は貧乏な家庭で育ち現在も貧乏である。さて、法理論を教えているB判事殿、あなたは、この先どのように判決を続けますか？

B判事：私だったら、乙は貧乏な家の出身だから、当然、そのような罪を犯す可能性が高いと考える。甲は裕福な家庭で育ったのだから、そのような罪を犯すのには、単にその時の気の迷いによると考える。また、この男達の再犯性や、同じ境遇の人間達のことを考慮に入れると、甲の場合は、情状酌量をして良いだろう。しかし、乙の場合は情状酌量をすると、罰は軽いものと捉え、再犯を犯す可能性もあるし、同じ境遇の人間たちへの見せしめにもならない。それゆえ、乙の場合は、単純に「応報理論」に従えば良いはずだ。

判事：家庭の事情と社会的事情を考えた場合、乙の方が罪を犯す可能性は高いということですね。そして甲の方がその可能性は低いと。可能性の低いほうは情状酌量しても良いが、可能性の高い人間達には情状酌量をしてはいけない。なぜならば、情状酌量が犯罪を増やしてしまうからだ。

では、その極端な場合を考えて見ましょう。乙はひどく貧乏で学校も出てなく、現在は無職で貯金がとうとう底をつき、食べる金も無くなってしまった。それで、乙の取りうる選択は、法を犯して他人の金を取るか、法に従って飢え死を待つかである。この場合、法を犯したのは彼の意思でも、殆ど必然に近いのではないですか、C判事殿？

C判事：確かにそのとおりだ。殆ど必然に近い。

判事：先ほどC判事殿は、行為が必然的に行われた場合、責任を取らせることが出来ないことに同意したと思います。ここでも、乙がとった行為は殆ど必然に近く、やはり、罪を問えないか、罪を問うとしても軽い罰になるのではないか？これを言い換えると、応報理論に従って、決まった量の罰を与え、その後に大幅に情状酌量することになる。

これは、「乙には単純に『応報理論』に従えばよい」という、今しがたのB判事の結論と正反対のものだ。

B判事：そのとおりだ。それで、お前は何を言いたいのだ？

判事：私が言いたいのは、「応報主義」と情状酌量という考え方は、往々にして、おかしい方向に行くと言いたいのです。

次席大判事：では、現在の大天界裁判所で最も理論家と言われているA判事はどう考えるのか、発言を許す。

A判事：さすがに、昔は有名だったという三途が浦の判事ですね。しかし、最近の「精緻応報理論」と犯罪の測定技術は非常に進んでいるので、このような矛盾は少しも発生せず

に解決されます。

判事：A判事殿、どのように解決されるのかを聞かせていただくと幸いです。

A判事：最近の犯罪の測定技術を使えば、犯罪者の生い立ちや家庭の事情の部分まで測定できます。その乙の場合、子供のときから不幸だった。その不幸の部分測定して、罰の部分から引けばよいのです。つまり、子供のときからすでに不幸だったのだから、それはすでに罰の一部だと思えば良いわけです。乙の生い立ちがひどく貧しければ、すでに大きな罰を受けているのだから、その罪に対する最終的な罰は軽くなるはずです。

次席大判事：さすがだ。現在もっとも期待されているA判事だ。言うことが違う。さて、三途が浦判事、これで満足したか？

判事：いやいや、ひとつお訊きしたいと思います。A判事殿の結論では、乙のほうが結局、罰は軽減されると考えるんですな。

A判事：その通りですが、何か問題がありますか？

判事：A判事殿の結論は、B判事殿の初めの結論と正反対になりますね。では、もう1回、B判事殿の結論を思い出してください。それは「乙は貧乏人だから、このような罪を犯す可能性が高い。だから、情状酌量をしてはいけません。情状酌量をすれば、凶に乗り益々このような犯罪が増えるだろう」であったと思います。この論理の背景を言い直すと、法は犯罪を未然に防ぐという大事な機能があり、ひどい貧乏人が罪を犯したとき、情状酌量をすれば、この未然防犯という機能を下げることになる。それゆえ、乙には情状酌量を少なくし、甲には情状酌量しても良い。

B判事：私が言いたかったのはそういうことだ。

判事：しかし、これはA判事の結論とは反対ですよ。

A判事：では、乙の場合、子供のときからの不幸の部分を、応報刑に上乘せすれば、同じ結論になるのではないですか？

次席大判事：ばか者！引き算を足し算にすれば良いという問題か？ ここの若手はこのぐら
いのものなのか？

では、私自身が議論の相手になろう。三途が浦判事の結論は、甲にも乙にも情状酌量

をしてはいけないということなのか？

判事：犯罪の未然防犯の立場から言えば、乙には情状酌量をしてはいけない。しかし、犯罪の意識性・計画性、あるいは行為の未計画性・必然性観点からは、乙のほうに情状酌量の余地がある。

次席大判事：それでは、どちらにもすることが出来ないではないか？ それではどのようにすれば良いのか申してみよ。

判事：「応報理論」から出てくる答えは、せいぜい、「罰は罪によって決定されるもので、犯罪者の背景などを考慮には入れられない」ぐらいでしょう。

次席大判事：しかし、それは、判事が先ほどから主張している「罪刑法定主義」とどこが異なるのか？ 結局、同じになってしまうではないか？

判事：わたしは「罪刑法定主義」を罪と罰の関係を明確にしておくことだけにしてはいるわけではなく、先ほど述べたように、法を社会設計の一部としようと言っているのです。「罪刑法定主義」はその一部であります。

次席大判事：それでは抽象的すぎるから、もう少し具体的に述べなさい。

判事：では、乙の問題に戻ります。乙はひどい貧乏な家庭に生まれ、学校もろくに行かずに大人になってしまった。それで貧乏が続き、とうとう犯罪に走ってしまった。この問題は、社会制度の設計に問題があるのです。

次席大判事：それは法の問題ではないだろう。

判事：いや、最終的には法の問題であるはずですが。例えば、乙がひどい貧乏な家庭に育ったとしても、もし社会保障制度があり、子供のときから奨学金がもらえれば学校に行けたはずだ。それでまともな教育を受ければ、まともな職業に就けたはずで、犯罪に走ることもなかっただろう。

次席大判事：それは法の問題でなく、政治の問題ではないか？

判事：しかし、最終的には社会保障も法の体系の中に運営されます。

次席大判事：それでは、一步譲って、それが法の問題であるとしておこう。すると、奨学金制度を修正する必要があるという結論なんだな。

判事：それはひとつの部分であり、全体を見てほしいのです。

次席大判事：再び、抽象的な表現になってしまった。具体的にはどう考えるのだ。

判事：分かりました。それでは、先ほどの乙の背景をもう少し悲惨なものにしてしましましょう。これによって、話を単に悲しくするだけでなく、また、新たな部分が見えてきます。

先ほどの仮定では、乙の家庭はひどく貧しいが、もし奨学金がもらえれば高等教育を受けられるという設定でありました。しかし、奨学金がもらえれば、教育を受けられるという場合だけではありません。では、いま、乙は生まれつき知能が低く、例えば、彼のIQは70としておきましょう。この数字は義務教育を受ける最低水準であります。

主席大判事：ちょっと待て。もうかれこれ2時間以上この裁判は続いている。そろそろ、15分間の休憩にしよう。次席大判事と判事達は裏の判事待合室に行ってくれ。

左コーラス

大天界裁判所に最大の敵の出現

あいつの言うことはもともとだぞ

正義とはなんだ、社会はどうあるべきか

もっと、もっと、聞きたい、聞かせてくれ

右コーラス

権威は守らねば、守らねば

屈理屈を信じるな

すべてを支配するのは大天界裁判所

早く、早く、黙らせろ、我々が権威だ

主席大判事：判事達、あのざまは何だ！お前達はこの大天界裁判所の権威を失墜させる気か？ 何か名案はないのか？

C判事：もう判決を出して、打ち切ってしまったらいかがでしょうか？

次席大判事：ばか者、あれだけの傍聴人がいるところで、裁判を打ち切りにして判決をだせば、傍聴人たちがどのように他の人間達に伝えるか分かるだろう。

B判事：では、話を少し逸らせて、三途が浦判事の言いたいことを言えないようにするのはいかがでしょうか？

次席大判事：三途が浦判事は恐ろしい切れものだ。誰かが意図的に話を逸らせようとする、あの傍聴人達の前でそれを明らかにされる可能性が大きいぞ。B判事、その役目をする覚悟はあるか？

B判事：いや、確かに論理を不自然にどこかに導くのは良くありません。それはやめましょう。

A判事：私なら、「精緻応報理論」の細部の構造とか、犯罪測定技術の話をして、三途が浦判事をだまらせることができますが。技術論の構造を詳細に話せば、2時間ぐらいは簡単に経ってしまいます。それで、傍聴人達はすっかり疲れて、そこで簡単に判決を出せば良いでしょう。

次席大判事：今日はいいかも知れないが、後々、傍聴人達は、大天界裁判所は三途が浦判事が怖くなって黙らせた、噂するだろう。

主席大判事：では、次席判事、これからどのように裁判を進めれば良いのだ？

次席大判事：今日は彼に十分に話をさせてはいかがでしょうか？ いくらなんでも、6千年の歴史のある「応報主義」を否定できるものではないでしょう。それに十分に話をさせてから判決を出せば、傍聴人達も我々の寛大さに気がつくと思います。

主席大判事：よし、あの男に話を続けさせる。話の問題点があったら即座にそれを指摘せよ。細かな間違いの指摘の積み重ねで、あの男の話の信頼性を低下させるのだ。
では、大裁判室に戻るぞ。

左コーラス

あの男は大天界裁判所の天敵
天敵は通りすぎるのを待てばよい
間違いはすべて指摘しよう
早く、早く、この一日が過ぎてくれ

右コーラス

どんな話が聞けるのかが楽しみだ
こんな権威はもう飽き飽きだ
いつでも同じ判決に同じ意見
早く、早く、こんな権威を破壊してくれ

主席大判事：では、裁判を続ける。三途が浦判事、先ほどの続きから話してくれ。

判事：では、続きを始めます。先ほど、乙に関しての仮定を少し変化させました。

初めの仮定では、乙の家庭は貧しいが、もし奨学金がもらえれば高等教育が受けられたという設定でありました。しかし、いま、乙は生まれつき知能が低く、彼のIQは70と仮定します。この数字は義務教育を受ける最低水準であります。ここまでが、先ほどの話です。

C判事：乙は奨学金があってもなくても、結局、高等教育は受けられないので、奨学金制度を考えてもしょうがないということだな。それでは、前の結論に矛盾するではないか？

判事：現在の乙にとっては、奨学金制度があってもなくとも同じだということです。他の乙にとっては依然として奨学金制度は重要なのです。

C判事：他の乙なんていなかったぞ。

次席大判事：C判事、いくら間違いを見つけるといっても、そんな重箱の隅をつつくようなまねは慎みたまえ。

A判事：でも、どの人間にもそれなりの才能があるというではないですか？

判事：しかし、どの点を取っても他人より劣る人間がいるのは、厳然たる事実だと思います。

A判事：その場合、才能が全然無いのが才能だと考えれば良いのではないですか？

次席大判事：A判事、そういうのを屁理屈というのだ。もう黙って聞いていなさい。三途が浦判事、それでそのIQ70の乙はどうなるのだ。

判事：その乙は奨学金制度にも助けられず、社会の最底辺をさ迷うこととなります。この男が罪を犯す可能性は前の乙と同様にあるいはそれ以上に高いと考えられます。さて、この男をどのように犯罪から救えば良いのでしょうか？

B判事：ある種の保護施設にいれるとか、社会保障金で食わすしかないのかな。

判事：そうですね。そこで問題はそのような保護施設や社会保障金をどこから調達するのかを考えて頂きたい。前の乙の場合、奨学金を与えても、後に返還させれば良いから、最終的な問題は発生しないかもしれません。しかし、現在の乙の場合、後に返還することもできない。さて、どのようにすればよいのでしょうか。

B判事：他の者達が平等にその費用を負担すれば良いではないか？

判事：なぜ、平等に負担するんですか？

B判事：それは当たり前だ。お前も法の基準のひとつに平等性をあげているではないか？

判事：乙はIQが70で社会的で生きていくのも大変なのです。しかし、IQが75のものもいるし、130のものもいる。それに金を稼ぐのが得意の人間もいるし、不得意の人間もいる。このような人間達にみな平等に負担させるのですか？

B判事：それはそうだ。「応報主義」は悪いことをすれば、それに見合う罰を与える。この考え方を一般化すれば、自分が働いて獲得した所得は、自分に見合う獲得分であると考えられる。だから、それは個人に所属するのだ。あとはすべての人間が平等に必要な費用を負担すればよい。本来は、平等な量を負担すると言いたいのだが、それでは貧乏人は負担分をすべて払えないかもしれないから、平等な割合で負担すれば良いとしておこう。

判事：その世での所得税制には、累進性という概念があります。つまり、高い所得を得ている人間に課せられる所得税率は低所得者より大きい。

A判事：いや、より正確に言えば、「高所得者が面している最後の単位にかかる所得税率は、低所得者が面している最後の単位にかかる所得税率より高い」。

判事：A判事、正確に述べて頂きありがとうございます。ただ、問題はその技術的問題ではなく、これは一般化した「応報主義」に矛盾しているのではないかという点です。B判事、いかがでしょうか？

B判事：確かに、所得税の累進性は間違えた経済制度である。一般化した「応報主義」が教えるのは、すべての人間に平等な税率を課すべきだということだ。消費税はすべての人間に平等な税率を課すから、すべてを消費税にしまえば良いのだ。

判事：分かりました。すると、乙にも同じ税率を課すべきですか？

B判事：そのとおり。例外はゆるすべきではない。

判事：しかし、一番初めに同意した結論は、乙は保護施設に入れるとか、社会保障金を与えることだったですな。すると、これは矛盾するのではないですか。乙を例外と取り扱えば矛盾は生じないので、一般化した「応報主義」は初めから例外を考えていたということですね。

B判事：「応報主義」に例外があって、何が悪い？

次席大判事：B判事、最後に開き直るのではなく、自分の間違いが明確なときはそれを認める技量をもちなさい。

どうも、「応報主義」では矛盾が多くでてくることは確からしいが、三途が浦判事は、この乙の取り扱いと税の平等性はどのように考えるのだ。

判事：まず、今想定している乙のような人間が存在することを認めてください。実は、もっと運の悪い人間も多くいる。逆に、運の良い人間も多くいる。才能があり、社会的に成功した人間達だ。乙のような人間は、自分で稼いだ金だけでは生きていけない。反対の人間は生きていくのに十分以上の金を稼ぐことになる。「応報主義」は、これをそのまま認めることになる。

しかし、我々の存在をよく考えてみて下さい。私がこの体とこの頭を持って生まれてきたのはまったく運によるのであります。私が乙になって生まれてきた可能性もあるし、野球の天才として年間に何十億円という金額を稼ぐ人間として生まれてきた可能性もある。そして、人間はただ一人で生きているわけではなく、社会の中で生きているのです。持って生まれた才能も社会があってこそ初めて意味を持つわけです。もちろん、野球の天才に生まれたって、努力しなければ、どうにもならないのは確かですが、私が問題にしたいのは、この体も才能も単に生まれてきたときからの借り物であるということです。どこからかと聞かれば、謂わば、人類共同体からの借り物であると言えます。

ここにいる三助も五平も、ここでは共同体の成員に数えるべきなんでしょう。

次席大判事：それで何が言いたいのだ？

判事：分かりました。では、体も才能も共同体からの借り物であることを認めてください。この後は、簡単な比喩を使わせていただきます。それは「**農業共同体の比喩**」と呼ばれるものです。

今ある村で所有している土地がいくつかあったとする。土地によっては生産性が明らかに異なり、ある土地はいくら耕して肥料を与えても、わずかな収量しか生産できない。しかし、他の土地では、どんなにいい加減な働きようでも、一定の生産を獲ることができる。もちろん、そこで勤勉に働けば、大きな収量が生産できる。

これらの土地を幾人かの農民に一定期間割り当て、勝手に生産してもらおう。ただ、生産量

の一部は税金として、納入してもらおう。

さて、この場合、税率はどのようにすればよいのかを問題にしたい。村の本部は秋の収穫時に収穫量が分かるが、各々の農民がどの程度働いたかは分からないでしょう。また、どの土地の生産性が高いのかも分からないでしょう。

次席大判事：それは面白い例だ。この場合、やはり、生産量の高いところの税率を高くするのが筋だろう。多分、より良い土地に割り当てられたのであろうから。ただ、納税後の可処分所得が、小生産量の所より小さくなるような逆転現象が起きれば、農民の勤労意欲を殺ぐことになるぞ。

判事：さすがに次席大判事様だ。それが所得税制の累進性の基礎にある考え方です。

私たちの体や才能などは、社会からの借り物であり、借り物を本当に自分の物と勘違いしては困るのです。

次席大判事：そうすると、「応報主義」の適用は所得などへは拡張できないな。では、その考え方を乙に適用するとどうなるのか？

判事：「罪に対して対応する罰を」は前に議論したように、犯罪予防という観点から、どの場合も平等に適用するしかありません。しかし、他の社会政策で乙のような存在を救済するのです。

次席大判事：たまたま石ばかりの土地にあたってしまった農民が犯罪に走るのを救うには、その農民に補償金を与えるしかないな。その補償金はたまたま豊穰な土地に当たった農民からくるのだな。

判事：そのとおりです。これをその世の税制改革へ適用してみます。高所得者の限界税率を下げるというのが、その世の自民党政府のやり方ですが、これは明らかに間違えている。とんでもない高額所得者の限界税率は100%に近くて良いのです。才能も機会も社会からの借り物ですから、多く納税するのは当たり前で、義務なのです。ただ、次席判事様が指摘したように、納税後の可処分所得に高所得と低所得者での逆転現象がおきないようにしなければいけません。

次席大判事：そういう税制が可能なのか？

判事：それは数学的に証明されます。ただ、判断基準は先ほど述べたような、我々の体とか才能というのは人類共同体からの借り物だという考え方です。

次席大判事：話が面白かったので、この裁判の初めの目的を忘れそうになってしまった。それで、1ヶ月まえの男の判決が今までの議論とどう関係するのかを聞きたい？

判事： ここまでくれば、私の判断が間違いでないことは、もうほとんど明白だと思います。

次席大判事：ばか者、明白でないから訊いているのだ。

判事： 分かりました。あの男の場合、私は、その世に帰って非常に優れた映画を作ると信じたのです。これは情状酌量ではありません。その映画が完成すれば、多くの人に勇気と自立心を与え、また、自己保身でなく社会のための自己犠牲の精神を教えると考えたわけです。それは、今日議論してきた、法の精神・社会の基盤の考え方と同じであります。ですから、あの男がその世に大きく貢献すると期待しております。

次に、「罪刑法定主義」の立場から私の判決を考えてみます。確かに、私の判決は「罪に対応した罰を」という立場に矛盾します。しかし、これは犯罪未然予防のために必要なであります。あの男の場合、非常に優れた作品をつくるでしょう。あのような男というのはそうめったにいるものではありませんから、あの男に対する私の判決がその世で知れても、まねを出来る人間はほとんどいないはずです。ですから、この立場からも、私の判決は妥当と考えられます。

次席大判事：分かった。主席大判事、さて、どうしましょうか？

主席大判事：よし、この辺で休廷にしよう。30分後に開廷する。それで判決を言い渡す。

判事： 三助については弁護をしないでよろしいのでしょうか？

主席大判事：そちらの蛙は問題ではない。では、休廷する。

左コーラス

高尚なる法の精神

法の精神は社会の存在のあり方

体も才能も社会からの借り物

これで本当の平等が得られる

右コーラス

口車に騙されてはいけないぞ

権威の存在と中心はここだ

罪には罰を、労働の見返りは自分のもの

平等は教科書の中だけのもの

主席大判事：次席大判事、どうするつもりだ。これでは、あの男に罰を与えることはできぬぞ。

次席大判事：いや、三途が浦判事の意見は聞く価値が大いにある。だから、裁判官の位数をひとつかふたつ下げて三途が浦に戻せば良いと思います。

主席大判事：どうだ、他の判事たちはどう考えるか？

C判事：いや、罪は罪であり、それに対応する罰は現在の職の50年間停職処分に匹敵するはずです。私はこの罰を与えるべきと考えます。

B判事：私も同じです。

A判事：それは避けることは出来ないでしょうね。

主席大判事：次席大判事どう考えるのか？

次席大判事：私は反対だ。それではあの裁判官としての才能を50年間も無駄にしてしまう。ところで、もし、あの男を50年間停職にした場合、ここの判事のうちの誰かが、三途が浦裁判所の裁判官になることになるのだが？

C判事：私はまだここの判事になってあまり時間が経っていないので、まだ三途が浦裁判所の仕事を十分にこなすだけの準備が出来ていません。

B判事：私はここの裁判官養成学校での教官の仕事が忙しいので、三途が浦裁判所へ行くのは無理でございます。

A判事：私も殆ど同じ状況であります。

主席大判事：では、どうするのだ。

A判事：ではしょうがありませんから、次席大判事の判断に従ったらいかがですか？

B判事：ここで無理するより良いでしょう。

C判事：みながそれで良いと判断するなら、私は従います。

主席大判事：なんていう連中だ。三途が浦へ行くという自己犠牲の精神をもった者はいないのか？

次席大判事：しょうがないでしょう。私の判断の方で行きませんか？

主席大判事：こんなことでは、大天界裁判所の権威は失墜してしまうぞ。

ただ、こんな判決をわしが読むのはたまらん。次席判事に読んでもらうからな。良いな。

次席大判事：分かりました。私が判決文を用意します。

左コーラス

三途が浦への左遷はいやだ

だれかが行けばよい三途が浦

おれ以外のどちらかが行くべきだ

俺はここで出世する人間

右コーラス

あんたは三途が浦に欠かせない人

あと 100 年三途が浦を頼んだぞ

三途が浦判事は重要な任務

三途が浦には優れた人材が必要だ

主席大判事：判決が出た。判決文は次席判事が読み上げる。

次席大判事：三途が浦判事の一月前の条文から逸脱行為への判決文をこれから読み上げる。

判決文：三途が浦判事は一月前に、その世から来た映画監督の罪の適用を怠り、その世に帰す判断を行った。犯した法条文の項目はすでに、C判事からの罪状報告にあった。そして、その法条文を犯したのは明白である。しかし、判断そのものは、社会を改善するという、三途が浦判事の社会を思う心からきたものである。また、その判断の基礎となる映画監督のこれからの行動に関する認識は正確と判断した。それゆえ、大天界裁判所の伝統である情状酌量の観点から、大幅に刑を軽減して良いことになる。

三途が浦判事の罰は以下のとおり：現判事 2 級 3 位の階位を 2 級 4 位に落とす処分をとる。

また、映画監督のその世への脱走の幫助をした渡しの三助は、もっぱら、三途が浦判事の指示に従っただけであることは明らかであるので、情状酌量の余地が大であると判断した。今回は処分なしと判決する。

以上。

左コーラス

情状酌量のありがたい判決
大天界裁判所は寛大
大天界裁判所の伝統は続く
大天界裁判所の権威が続く

右コーラス

判決は六千年間の形式どおり
思想も現実も何も変わらない
理想も運営も変わらない
将来の人材も順調に育っている

山椒魚：だんな立派でしたよ。あんなすごい裁判をこれまで見たこともなければ聞いたこともないね。

蛙：判事様、本当にありがたいことでやんす。これ以上のご恩は先にも後にもないでがしょう。

判事：ありがとうよ。本当はどうなるか、心配していたんだ。それにしても、次席大判事がいなかったら、どうなっていたことか。あの人がいなかったら、何の弁明もできずに 50 年の停職処分だったな。

蛙：でも、そうしたら、あの連中の誰かが、三途が浦裁判所の判事として赴任していたんでがすね。そうしたら大変でやんす。あんなバカなのきたら、あの世で暴動がおきるでがす。

判事： そうだな。あの世で暴動が起きたら大変なことになるな。それも考えておかねばならないな。

あ那次席大判事はあと 75 年の任期があるのだな。そのうち、そういうことも伝えておきたいものだ。

山椒魚：下にその世の渡しの待合所が見えてきました。もうすぐですぜ。

左コーラス

船は雲に乗って、風まかせ
涼しい風に乗って、ゆっくり行こう
もうガマンの必要もない
ゆっくり、ゆっくり、今日も天界からの渡し

右コーラス

おまえの舵は信頼できん
船は風に揺れて、船酔い気分
ガマン我慢、限界までの我慢だ
もうすぐだ、もうすぐだ、三途が浦